AREA ITO FOOTBALL ACADEMY 規約

第 1 条（名称及び所在地）

本アカデミーは、AREA ITO FOOTBALL ACADEMY（ クラブ・アカデミーという）と称し、一般社団法人伊都日本振興会が主催、監修、運営をし、本事務所を一般社団法人伊都日本振興会本店事務所（福岡県糸島市伊都の杜 2-10-20）内に置きます。

第 2 条（目的）

クラブアカデミーは、特任コーチ制による一貫指導により、サッカー及び運動競技全般の技術の向上、普及及び健全な心身の育成を図り、サッカーを通して地域コミュニティーの再生、地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

第 3 条（構成）

クラブアカデミーは、U-6（ 年長・年中・年少児)）、U-12（ 小学校 1 年 2 年 3 年 4 年 5 年 6 年生)、 U15（ 中学校 1 年 2 年 3 年生）の 3 種類のカテゴリーで構成し、カテゴリー単位での入会とし、カテゴリーが変わるごとに別に定める入会金、年会費、月会費を納入するものとします。

第 4 条（入会資格及び手続き）

クラブアカデミーに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、クラブが入会に適すると認めた者（下当会員という）とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に必要事項を記名押印し、提出することとします。

第 5 条（入会金、少会費等）

1. 会員は、別に定める入会金、年会費、月会費を所定の期日迄に納入するものとします。

2. 一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。
3. 年度途中での入会の場合の入会金、年会費についても、満額とします。
4. クラブアカデミーは年度会員制とします。
5. 運営上の理由により月謝を変更する場合がある 。

第 6 条（費用の支払い方法）

本規約に基づく費用等の支払い方法は、 クラブの指定する銀行の預金口座から一括または月々の引落により支払うものとします。会員は指定預金口座を開設のうえ、毎月残高不足がないように、引落日前日までに入金するものとします。

第 7 条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、アカデミー会場での諸規則に従うものとします。

第 8 条（活動期間）

クラブの活動期間は、原則として毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とします。

第 9 条（届出事項の変更）

会員は、 クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なくクラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないためクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、 クラブは一切責任を負わないものとします。

第 10 条（入会）

入会日は申込書に記載された日を開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、会費等は日割り計算をせず、その月において満額とします。

第 11 条（退会）

1. 会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙(連絡)により退会を希望する月の前月 20 日までに クラブに退会届を提出し、 クラブの承認を得るものとします。

2. クラブの承認を得て退会手続を完了した会員は、退会日の属する月の翌月以降の月会費を支払うことを要しません。

3. 退会を希望する月の前月 20 日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月払い 1 回分満額を支払うものとします。

4. 退会届(連絡)の提出がない限り、活動への欠席状況を問わず月会費が発生するものとします。

第 12 条（休会）

1. 会員が 1 ヶ月以上、連続して出席できないときは、休会できるものとします。休会を希望する月の前月 20 日までにクラブに連絡をし、 クラブの承認を得るものとします。

2. クラブの承認を得た休会期間の月会費は発生いたしません。

3. 前月 20 日までに休会届(連絡)の提出がない場合、活動への欠席状況を問わず、所定の月会費を支払うものとします。ただし、前月 21 日から休会希望月初回アカデミー開催予定日までに突発的な傷害により 1 ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、初回開催予定日までに休会届を提出し承認を得るものとします。

第 13 条（復帰）

休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙(連絡)に復帰希望日時を記入し、速やかに

クラブの承認を得るものとします。休会した会員が復帰した場合、復帰月より月会費満額支

払うものとします。

第 14 条（継続）継続は、同一カテゴリー内での継続とし、別カテゴリーへの継続については、新たに入会したものとします。会員が 3 月 15 日までに退会の意思表示をしない場合には継続する意思があるものとして、自動継続します。又、年会費を納入するものとします。

第 15 条（掛け持ち）

1. 会員は クラブアカデミーの他にスクールに通うことを可能とします。ただし、所属するスクールは 1 箇所のみとします。
2. 地元福岡のタウンクラブであるアビスパ福岡サッカースクールへの所属については、前項の制限の対象外とします。

3. クラブ間で選手の成児の共有を円滑に行えるようにする為に、どのスクールに通うとしても、 クラブに保護者が文書にて申告し承認を得るものとします。

4. ジュニアユースカテゴリーを持つスクールに通うことは不可とする。

第 16 条（保険）

1. クラブアカデミー生は全員『スポーツ安全保険』に加入します。保険加入手続きは当クラブが行ない、加入料は年会費に含まれます。
2. アカデミー活動・及び往復途・の事故に対しての補償は加入する保険団体の保険の約定の範囲内で対処されます。
3. クラブアカデミー活動・及び往復途中の事故に対し、クラブアカデミー、指導者は一切の責任を負わないものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険団体の約款通りとします。

第 17 条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合にはクラブスタッフが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、クラブアカデミーは責任を負わないものとします。

第 18 条（除名）

会員（親権者を含む）が、次の各号のいずれかに該当するとき、その他 クラブアカデミーが会員 として不適格と判断したとき、 クラブは会員を除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき、又は違反したと判断したとき。
2. アカデミーの名誉と品格を著しく毀損したとき。

3. 年会費、諸費用等を 3 ヶ月以上滞納したとき。

4. その他、 アカデミーが会員として不適格と判断したとき。

第 19 条（休講、閉鎖）

クラブアカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第 20 条（免責）

1. 会員は、 クラブアカデミーにおける盗難、傷害その他の事故について、自己の責任において参加するものとします。

2. クラブアカデミーは、前項の事故について、 クラブ側に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 21 条（個人情報の取り扱いおよび肖像権）

1. クラブアカデミーは、会員より取得した個人情報を、 クラブの運営および連絡の目的範囲内で適切に管理します。

2. クラブアカデミーは、活動・に撮影した会員の写真および動画を、 クラブの公式ウェブサイト、SNS、広報資料等に使用できるものとします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

会員およびその親権者は、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないことを確約するものとします。これに違反した場合、 アカデミーは何ら催告を要せず、即時に該当会員を除名できるものとします。

第 23 条（付則）

1. アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。

2. 本規約の変更について クラブアカデミーより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にアカデミーに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第 24 条（発効）本規約は、令和 8 年 4 月 1 日より発効するものとします。